

【質疑に対する回答】

さいたま市新庁舎整備基本設計業務

令和6年7月26日

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問	回答
1	説明書 (P. 6) 公募型プロポーザル実施要領 4. 参加資格 (9) ア等	同種類似等の設計実績について、「新築の基本設計又は実施設計」との記載がありますが、増築部分が規定以上の延べ面積を有する増築の設計実績、あるいは改築の設計実績も要件を満たすものとして認められるでしょうか。	原則新築による設計実績を対象とするものですが、建築基準法による増築又は改築の場合で、その増築又は改築部分が同種又は類似の設計実績として求める新築建物の条件を満たすものは新築の実績と同等とみなし、認めます。ただし、この場合既存部分は考慮しません。 なお、一次審査の評価基準における業務実績も同様の取り扱いとします。
2	説明書 (P. 6) 公募型プロポーザル実施要領 4. 参加資格 (9) ア等	同種類似等の設計実績について、棟が分かれており、確認申請は個別に行っているが、実際は1つの施設として運用される建築物の場合、それぞれの棟の延べ面積を合計した延べ面積を実績としてよろしいでしょうか。	原則一の建築物（建築基準法施行令第1条第1項第1号）に対しての設計実績を対象とするものですが、同一業務契約で一体的に設計された複数の棟の場合（別敷地の場合を含む）は、各棟の延べ面積を合計した面積を実績として認めます。 なお、一次審査の評価基準における業務実績も同様の取り扱いとします。
3	説明書 (P. 12) 公募型プロポーザル実施要領 6. スケジュール	二次審査のプレゼンテーション等に関する質疑は「技術提案書等に関する質疑」に記載すればよろしいでしょうか。不可の場合は、別途質疑の機会を設けていただけたらと考えて宜しいでしょうか。	二次審査のプレゼンテーション等に関する質疑は「技術提案書等に関する質疑」に記載してください。

番号	項目	質問	回答
4	説明書 (P. 14) 公募型プロポーザル実施要領 7. 手続きに関する事項 (4) 参加表明書等の受付 イ. 提出書類：参加表明等	提出書類 (a) ～ (i) は、ファイルに綴じること。と記載がありますが、フラットファイル（二つ孔）に綴じてよろしいでしょうか。異なる場合は、綴じ方の詳細をご教示下さい。	ご認識のとおりで問題ありません。
5	説明書 (P. 14) 公募型プロポーザル実施要領 7. 手続きに関する事項 (4) 参加表明書等の受付 イ. 提出書類：参加表明等	提出書類 (a) ～ (i) は、(a)を表紙とし、と記載がありますが、フラットファイルに綴じる場合、ファイルを開いた1枚目を(a)にすると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
6	説明書 (P. 24) 公募型プロポーザル評価要領 3. 一次審査の評価基準等 (2) 配置予定技術者の実績 ① 配置予定技術者の評価項目 ア 管理技術者 ・受賞実績	評価対象となる賞の中に日本建築学会作品選集作品選奨とありますが、これは日本建築学会作品選集と日本建築学会作品選奨のどちらも評価対象としていると考えて宜しいでしょうか。	日本建築学会作品選集のうち、日本建築学会作品選奨のみを評価対象としています。したがって、作品選奨以外は評価対象ではありません。
7	説明書 (P. 25) 公募型プロポーザル評価要領 3. 一次審査の評価基準 (2) 配置予定技術者の実績 ① 配置予定技術者の評価項目 ア 管理技術者 ・設計業務の実績	実績を2件までそれぞれ評価するとありますが、これは[公募型プロポーザル実施要領][4 参加資格] [(10) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする] [ア. 建築設計統括技術者(管理技術者)] [(イ)]の条件を満たす実績が1件あれば、2件目の実績についてはその立場が建築意匠担当技術者の下につく担当技術者の実績であっても評価対象となると考えて宜しいでしょうか。 また建築意匠担当技術者、ランドスケープ担当技術者、建築構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者についても同様に評価対象となると考えて宜しいでしょうか。	評価要領に記載の一次審査における配置予定技術者の設計業務実績の評価対象については、担当分野における業務実績を前提としていますが、当該業務を担当していた際の立場は問いません。したがって、例えば、その立場が建築意匠担当技術者の下につく担当技術者の実績は評価の対象となります。 なお、建築構造担当技術者の業務実績報告書（様式A—4 二号）において、設計業務の実績の記載欄が2件分となっておりますが、従事した実績を3件まで評価できるので、その場合は記載欄を3件分に修正して提出してください。

番号	項目	質問	回答
8	説明書 (P. 37) 参加表明書等作成要領 2. 特記事項 企業や配置予定技術者の業務実績に関する添付書類	企業や配置予定技術者の業務実績に関する添付書類のうち、「履行実績が分かる契約書・確認申請書等の写し」は確認済証でもよろしいでしょうか。その場合、確認済証には最高の高さの記載がありませんので、実施設計図の特記仕様等、最高の高さの記載がある書類を追加することで代えてもよろしいでしょうか。	確認済証の写しも認めます。ただし、確認済証で実績の確認ができない事項については、確認申請書の該当事項のわかる図面等の抜粋写しのほか、実施設計図など、当該建築物の実施設計計画を表す書類も認めます。
9	説明書 (P. 37) 参加表明書等作成要領 2. 特記事項 企業や配置予定技術者の業務実績に関する添付書類	企業や配置予定技術者の業務実績に関する添付書類のうち、「業務が完了した内容が分かる書類」について、確認済証を以て代えることはよろしいでしょうか。また、業務完了通知書の場合は、設計者が施主に提出した書類の写しでもよろしいでしょうか。	確認済証が交付されたことと業務が完了したことは別であるため、確認済証をもって業務完了を認めることはできません。また、業務完了通知書は、設計者が施主に提出した書類の写しについても認めます。
10	説明書 (P. 39) 参加表明書等作成要領 2. 特記事項 (f) 配置予定技術者の業務実績報告書 ⑦ 添付書類 7	⑦ 添付書類 7 について、自社で捺印した配置予定技術者従事証明書等の書類でもよろしいでしょうか。	民間業務実績については、自社で捺印した配置予定技術者従事証明書も認めます。
11	説明書 (P. 39) 参加表明書等作成要領 2. 特記事項 (f) 配置予定技術者の業務実績報告書 ⑦ 添付書類 7	各分野の担当技術者の実績証明書類を添付する際に、他事例の体制表では担当技術者を主任担当技術者と記載している場合がありますが、その主任技術者は担当技術者と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。

番号	項目	質問	回答
12	(様式 A-5 号) 業務実施体制図	参加資格に定められた配置予定技術者以外に体制を補完する技術者を記載する場合、その技術者は管理技術者・建築意匠担当技術者同様に受賞実績、業務実績があれば評価対象になると考えて宜しいでしょうか。	業務実施体制図では、配置予定技術者以外に体制を補完する技術者の能力・実績等も踏まえ、本業務を履行する体制と体制全体の特徴とその狙いを評価します。 なお、評価要領に記載の一次審査における「配置予定技術者の実績」については、配置予定技術者以外の技術者の実績は評価対象外です。【説明書 (P.10) さいたま市新庁舎整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領 表4-2参照】
13	(様式 A-6 イ号) 設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書	当設計共同体構成員の出資の割合の記載について、「発注者と契約内容の変更増減があった場合は構成員で協議して変更後の出資割合を決定するものとする。」旨に変更させていただくことは可能でしょうか。	設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書 (様式 A-6 イ号) に「当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。」とあるのは、業務内容の変更の度に当初定めた出資の割合を原則変更するものではないという趣旨のため、設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書の当該部分は様式に記載のとおりとします。 ただし、当該契約内容の変更に伴い各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更できるものとします。 その際は、出資の割合の変更は契約内容の変更に当たるものであることから、発注者に対して、あらかじめ書面をもって変更を行いたい旨通知し、承認を得ることとします。 なお、この場合において構成員のいずれか又は発注者の承認が得られない場合には、当初定めた出資の割合とします。